

## 令和3年度結婚支援イベント補助事業募集要項

### 1 目的

少子化の要因の一つである未婚化及び晩婚化への対応と独身男女の交流を図るため、結婚を希望する者へ出会いの機会を創出する事業及び男女交際に係るコミュニケーション能力等の向上に向けた取組みを行う事業を募集し、採択された団体又は個人に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

### 2 補助対象事業

補助金の交付の対象となる事業は、市内において結婚を希望する者を対象として実施する男女の出会いの機会を創出するための事業で、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 参加者を20歳以上の独身者とする事業
- (2) 参加者の定員を10人以上とする事業
- (3) 参加者を公募する事業
- (4) 参加者のおおむね半数が、市内に居住又は勤務する者である事業

### 3 補助対象者

補助金の交付の対象となる者は、団体又は個人とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものを除く。

- (1) 宗教活動、政治活動、選挙活動又はこれらの団体の宣伝活動を行うもの。
- (2) 公益を害するおそれのあるもの。
- (3) 営利を目的とするもの。
- (4) 結婚支援を生業としているもの。

### 4 補助対象経費

補助金の交付の対象となる経費は、次のとおりとする。ただし、領収書等の証拠書類のない経費を除く。

経費区分	内 容
報償費	司会料、講師謝礼等（補助対象者に対する謝礼金を除く。）
旅費	司会者、講師等に係る旅費（実費を限度とする。）
消耗品費	事業の実施に必要な消耗品（景品、記念品を除く。） ※創作活動に必要な材料費は参加者1人につき1,000円以内を限度とする。
活動費	事業の実施に必要な参加者の施設使用料等 ※参加者の施設使用料等は参加者1人につき1,000円以内を限度とする。
印刷製本費	チラシ、ポスター、資料等の印刷費
通信運搬費	郵便料、電話料等
広告料	新聞、テレビ、ラジオ等による広告料
使用料及び賃借料	会場、自動車等の借り上げ料等

その他	市長が必要と認める経費
-----	-------------

※参加者の宿泊や飲食などの経費は補助対象経費とはならない。

## 5 補助金額

補助金の額は、申請書類等の審査及び調査の結果、事業に必要と認められる経費とし、補助対象事業の参加者数に1万円を乗じて得た額、補助対象経費に相当する額又は補助対象事業に係る経費から本補助金以外の収入を控除した額のいずれか少ない額（1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、20万円を限度とする。

## 6 事業実施期間

補助金交付決定の日から令和4年3月31日までとする。

補助対象は、原則、補助金交付決定の日から期間内に支払いが完了した経費に限る。補助金交付決定前に発注、購入したものは対象外とする。

## 7 募集期間

告示の日～令和4年2月25日（金）

## 8 提出書類

- (1) 結婚支援事業チェックシート
- (2) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (3) 事業計画書（様式第2号）
- (4) 収支予算書（様式第3号）
- (5) 応募団体の概要（様式第4号）
- (6) 経費の見積書の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類

## 9 補助対象事業の決定

補助対象事業の決定に当たっては、目的に沿った事業であることのほか次の点を重視する。

- (1) 事業を確実に遂行できるような計画内容である。
- (2) 事業費が適正である。
- (3) 目的を達するために必要な工夫やアイデアなどが盛り込まれている。

## 10 補助金前金払請求

必要があると認められるときは、前金払いを行うことができる。補助事業対象者は補助金の前金払いを請求する場合は、速やかに前金払請求書（様式第7号）及び市長が必要と認める書類を提出するものとする。

## 11 補助金請求

補助対象者は補助対象事業が完了したときは、速やかに次の書類を提出するものとする。

- (1) 補助金請求（精算）申請書（様式第6号）
- (2) 事業実績書（様式第2号）

- (3) 収支精算書（様式第3号）
- (4) 領収書の写し
- (5) 作成したポスター、チラシ、その他成果物等
- (6) その他市長が必要と認める書類

12 その他

事業完了後、事業成果報告会等での成果を求める場合がある。

13 問合せ・申請書提出先

久慈市生活福祉部子育て世代包括支援センター

〒028-0014 久慈市旭町 8-100-1

TEL 0194-66-8282（直通）